

サポ・ちばニュース NO- 36 (2026. 3 .5)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行



コープみらいによる千葉経済大学短期大学の寄付講座に講師派遣

2025年12月4日(木)、コープみらいの依頼により寄付講座として千葉経済大学短期大



講師：大平俊一弁護士

学部ビジネスライフ学科の影山美佐子教授の授業に特定非営利活動法人消費者市民サポートちばから講師を派遣しました。講師は大平俊一弁護士、福田綾子消費生活相談員に担当いただきました。

寄付講座のテーマは【地域の生活と多様性】、第11回「若者の消費者トラブル防止」でした。初めに、大平講師からは統計情報の紹介、未成年者取消権の解説、「10代・20代の消費者被害の特徴 弁護士の立場から」と題して「マッチングアプリで知り合っ

た女性から勧められて契約した自己啓発セミナー」、「同級生からFX等で稼げると言われて結んだ契約」の事例を紹介しながら、相談を受けた場合の弁護士の視点を説明、被害に遭わないために具体的にどう気をつけるのかを講演しました。消費者市民社会の理念の解説ともしも被害に遭った場合の相談窓口として弁護士会と消費者ホットライン(188)を紹介しました。

福田講師からは『10代・20代の消費者トラブル防止』と題して、消費者トラブルで若者に多い相談からまず「脱毛エステ」の事例を紹介、さらに「定期購入」と「マルチ商法」を題材に、県の公式PRチャンネルの消費者トラブルについての動画も織り込みながら紹介、契約とクーリングオフ制度を解説し、消費者力として自分自身が実践する力「気づく力」、「断る力」、「相談する力」、周囲をサポートする力として「異変に気づく力」、「相談を勧めるなど働きかける力」、さらに社会へ働きかける力を身につけることで消費者市民社会の構築に繋がると呼びかけました。



講師：福田綾子 消費生活相談員

授業にはビジネスライフ学科の1, 2年生約100人が熱心に受講し、翌週提出のレポートで「初回0円で行ったら無理な契約をさせられてしまった」、「友人がサイトで詐欺にあって払えないような金額を請求された」などと、身近なくらしのなかで学生が危険に晒されていることが伺えました。消費生活センターや弁護士、サポ・ちばなど相談できる機関があることを知れてよかったという声とともに、トラブルに遭う前にあわないようにきをつけたいという気付きを学生たちが得たことが感じ取れました。

富里市消費者行政推進連絡協議会を核とした地域の見守り講座を開催

2025年12月2日(火)、富里市消費者行政推進連絡協議会を核とした地域の見守り講座を開催しました。



この講座は、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の一環として消費者市民サポートちばが富里市から受託した事業です。

講座は『消費者トラブルの実態を知って対処方法を学ぼう』と題し、富里市民、富里市の区長会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、防犯指導員連合会、シルバークラブ連合会、身体障害者福祉会、協働のまちづくり推進委員会で構成する富里市消費者行政推進連絡協議会に富里市が案内し、各団体および関係者18名が参加しました。

小島勢津子消費生活相談員が悪質な業者は高齢者を狙っていること、周囲の見守りが大きな助けとなるとし、点検商法、訪問販売・レスキュー商法、ネット通販・定期購入の事例と問題点を説明、続いて中山真樹弁護士がそれぞれの悪質商法を特定商取引法と消費者契約法からみた問題点を解説しました。

屋根の修理をかたった訪問販売と、次に常岡弁護士が「消費者被害防止の見守りの必要性和連絡協議会」と題し、見守りによる消費者被害の予防・救済の必要性和連絡協議会の役割を説明しました。

引き続いてのグループワーク「みんなで考えよう！気づきとつなぎ」では依光道代消費生活アドバイザーが進行し、用意したイラストを見て、気になるところに付箋を貼り、どうして気になったのかを話し合いました。続いて、点検商法の被害にあった高齢者に対して、どのように声掛けをするか、グループ討議を進めました。グループが話し合った結果の発表をし、最後に富里市における見守りによる未然防止等の紹介がありました。

アンケートでは78%以上の方が「よくわかった」との回答がありました。今回の講座について、「いろいろな立場の方のお話し、意見が聞けて良かった」「気になるところを教えてもらえよかった」、という意見をいただきました。また、今後の希望について「定期的な声かけと、他職種・役割の方との連携がとても大事と再確認

できました」「これからも事例等学ばせてください」という意見が寄せられました。